

明代公案小説の編纂

阿部泰記

明の萬曆年間には、「百家公案」を皮切りに、「廉明公案」「諸司公案」「明鏡公案」「詳刑公案」「律條公案」「新民公案」「居官公案」という裁判小説集が編纂された⁽¹⁾。中國では現在でも「龍圖公案」とともにこれらの小説集は、俚拙無文と酷評され顧みられることが少ないが、アメリカや日本では、そのテキストや「龍圖公案」の選録状況が報告され、また話本や擬話本との關係についても論じられて注目を集めている⁽²⁾⁽³⁾。

筆者もこれらの小説が俚拙無文だとは決して思わないし（その證據に三言一拍等に入れられている）、その評價は別にして、公案小説の研究はさらに進められなければならないと考えている。本稿は、そうした意味で、まだ具體的に解明されていないこれらの小説集の編纂について明らかにしようとするものである。

はじめに「龍圖公案」百話のうち四十八話の話を提供している「百家公案」十卷百回の編纂について述べておきたい。筆者はすでに別稿

において、この同じく包拯の裁判を描いた小説が、おおむね毎巻テーマを定めて十話前後の話を創作あるいは蒐集しており、卷一には怪異を誌した話、卷二には庶民の日常的な犯罪を裁く話、卷三には夫婦の愛情をテーマとした話、卷九では「説唱詞話」の包拯譚からの話、卷十には怪異を誌した話、そして六・七・八巻には元人郭霄鳳撰「江湖紀聞」中の十四の記事を用いて創作した話をそれぞれ集めていること、又その中、「江湖紀聞」を用いた創作では、編者は、原記事ではない敍述で、公案小説にとっては不可缺な、犯罪の動機や事件解決の具體的な手段、あるいは冤罪事件発生の原因等の敍述を加えていることを述べた。よって「百家公案」の編纂についてはここでは以上のことを確認するだけに止めるが、「百家公案」の話は後出の「詳刑公案」「律條公案」等の小説集に襲用されており、特にこの二集の刊行の先後を決定する上でも重要な作用を發揮する。なお「百家公案」は後出の小説集のように話中に「告」「訴」「判」の裁判文書を載せず、このため「龍圖公案」が一話ずつのペアで話を収録する際、「百家公案」の話と後續の諸小説集の話をペアにできず、「百家公案」内でペアを作つたものと思われる。「百家公案」は萬曆二十二年（一五九四）に刊行された。

二

*

『百家公案』について刊行年の明らかなものは『廉明公案』であり、萬曆二十六年（一五九八）、余象斗によつて編纂された。その自序には近代名公の文卷をもとにして話を構成し、分類編次したこと述べてゐる。

不佞、廉明の風を景行して、世道を萬一に維がんことを思い、乃ち近代名公の文卷を取り、先づ事情の由を絞べ、次に訐告の詞に及び、末に判断の公を述べ、彙輯帙を成し、分類編次す。おおむね物情を研窮し、冤滞を辨雪し、人の察する能わざる所を察す。

本書は上下二巻に分かち、上巻には、人命・姦情・盜賊類、下巻には、争占・騙害・威逼・拐帶・墳山・婚姻・債負・戸役・鬪毬・繼立・脱罪・執照・旌表類、計十六類百三則を集めており、この中二十一則が『龍圖公案』に取入れられている。ただこの序文には矛盾があり、「先ず事情の由を絞べ」というが、そうでないものが六十二則もある。

〈人命類〉吳推官判謀故姦命、夏侯判打死弟命、馮侯判打死妻命、孫侯判代妹仲冕、丁府主判累死人命

〈姦情類〉許侯判強姦、魏侯審強姦墮胎、孔推府判匿服嫁娶、

〈盜賊類〉金府尊批告強盜、鄧侯審強盜、齊侯判窃盜、王侯判打搶、尤理刑判窃盜、丁侯判強盜

〈争占類〉駱侯判告謀家、孔侯審寡婦告争産、許公判庶弟告兄、唐侯判兄告弟分產、段侯審繼產、蘇侯判争家產、金侯判争山

〈騙害類〉朱代巡判告酷吏、郭府主判告捕差、饒察院判生員、謝通判審地方、余分巡判告巡檢、汪侯判經紀、任侯判經紀、朱侯判告光棍、袁侯判追本

〈墳山類〉蘇侯判毀塚、林侯判謀山

〈婚姻類〉馬侯判爭娶、江侯判退親、唐太府判重嫁、祝侯判親屬爲婚、喻侯判主占妻、

〈債負類〉班侯判磊債、孟侯判放債吞業、左侯判債主霸屋、宋侯判取財本、葉侯判取軍庄

〈鬪毬類〉晏侯判姪毬叔、駱侯判毬傷、朱侯判墮胎

〈繼立類〉艾侯判承繼、林侯判繼子、龔侯判義子生心、蔣府主判扯錢糧、桂侯判把收

〈脱罪類〉按察司批保縣官、孫代巡判妻保夫、鄧察院批母脫子軍

〈執照類〉余侯批娼妓從良照、江侯判寡婦改嫁照、閔侯批杜後絕打照、湯縣主告給引照身、詹侯批和息狀

例えは盜賊類「尤理刑判窃盜」は、結婚を強奪しようと謀る太平府の民吳亨が、ひそかに伐った木を仇敵余順の池に投入して余順を盜賊として誣告するという内容の訴訟判決文書だけからなり、この事件を説明する文章がはじめに置かれていない。『龍圖公案』九十五話「裁

眡」は、そこで、陽元に結婚を断わられた永平縣の土豪伍和が、伐った木を陽元の家の門前の池中に投入して陽元を盜賊として誣告するというストーリーを加えてこの判決文書を用いている。このことは從来指摘されていないので、兩者を比較して確認しておこう。

〈龍圖公案〉
〈廉明公案〉

審得、伍和與楊元、争娶宿仇、尤理刑審云、吳亨與余順、争娶連年秦越、自砍杉木、越浸元池、宿仇、累歲秦越、自砍杉木、私希圖賴報。其操心何甚勞、而其浸余順池中、圖賴報復。此操心

爲計何甚拙也。：

基勞、爲計最拙也。：

ところでこれら六十二條の裁判文書は、ストーリーを記した他の四十一話と明らかに調和せず、この書が倉卒に編纂されたことを窺わせるが、これらの文書は、實は『蕭曹遺筆』から採録されたものであつた。『蕭曹遺筆』四巻は萬曆二十三年（一五九五）に編纂されており、凡例に、

詞狀の資格には自ら一定の體有り。今、生平集むる所の名筆、及び嘗て試みて屢々捷ちし詞稿の、條萬く科挍かるるをば、類を逐いて編みて後に附す。

といひ、また、

審及び判語は、皆薦紳先生の名筆なり。或は古に稽えて今を證し、或は詞に寓せ意を借る。

というように、自作を含めた模範的な訴訟判決文を蒐集したものである。その一・二巻は、盜賊・墳山・人命・争占・騙害・婚姻・債負・戸役・鬪毬・繼立・姦情・脱罪・執照・呈狀の十四類に分けて六十六件を載録しており、『廉明公案』はその殆どを轉載している。また『廉明公案』の分類中、威逼・拐帶・旌表の三類を除いた十三類にすべてこの文書が載せられている（墳山・婚姻・債負・戸役・鬪毬・繼立・脱罪・執照の八類はこの文書のみ）ことからすると、本書を含め、明代公案小説集の分類編纂の方式は、こうした訴訟判決文書集の體裁に倣つたものであることが推測できる。なお『廉明公案』では裁判文書を轉載しただけに止まるが、『龍圖公案』のようく裁判文書からストーリーを構成することは、後述することなく、『詳刑公案』『律條公案』でも行なわれており、公案小説が現實の裁判文書と密接な關係をもつていたことが知られる。

ところで本書の序文には、「近代名公の文卷を取り」と明言しているが、必ずしも明人の裁判譚ばかりを蒐集したわけではない。中には五代和凝・宋和嶠『疑獄集』（明嘉靖十四年、一五三五年刊張景增補『疑獄集』十巻中に収録されている）によつて構成した話を含んでいる。それは盜賊類の「董巡城捉盜御寶」（『疑獄集』卷三、「無名識盜葬」と「蔣兵馬捉盜驃賊」（同書卷三、「行成叱盜驃」）である。例えは董巡城の話は、明の弘治年間に盜賊が御庫の寶物を盗んだ。犯人は靈松に隠して城門を出るしかあるまいとらんだ董成は、城門を見張つて果して父の葬儀を行なう孝子たちを發見し、彼らに悲哀の情が見られないことを知つて亡父の生死の日時を尋ねると、それぞれ違つた日時を答え、墓の中からは御庫の寶物が發見される、という話であり、また『疑獄集』の方でも、唐の蘇無名が太平公主の寶物が盜まれた事件を擔當した際、喪服を着た胡人の一團を怪しいとらみ、彼らが城門を出るのを見張つて墓まで追跡し、彼らに悲しみの情が見られないことを知るや、墓を暴いて中から寶物を發見するという、よく似た話であり、『廉明公案』が唐代の話を明代の話に焼直していることがよくわかる。『廉明公案』では、こうしたオーソドックスな裁判記事集以外にも、すでに指摘されているように、南宋羅摩『醉翁談錄』庚集卷一「花判公案」所收の「子瞻判和尚遊娼」からも取材して、それを明代の話に仕立てている。

*

『廉明公案』の一十二話について、「龍圖公案」に十二話もの多くの話が採録されている小説集が『詳刑公案』である。謀害・姦情・婚姻・姦拐・威逼・除精・除害・窃盜・搶劫・強盜・妬殺・節婦・烈女・双孝・孝子の十五類に分け、計四十話を集めている。從來『廉明公案』との影響關係は認められていなかつたが、私見によれば、二話

が類似する（『廉明』「汪縣令燒燬淫寺」と『詳刑』「蔡府尹斷和尚姦婦」、「廉明」「顧知府旌表孝婦」と『詳刑』「王縣尹申請表孝婦」）。しかしどちらが先行する話か判別する方法がないため、結局本書の編纂時期は明らかでない。また編纂の全貌についてもにわかに明らかにし難いが、書中に『百家公案』からの焼直しが五話、『剪燈新話』に基づいた話が一話、訴訟判決文書からストーリーを構成したと思われる話が若干數あることは確認できる。

〈詳刑公案〉

〈依據した作品〉

『剪燈新話』「永州野廟記」

『百家公案』11回「判石牌以追客布」

馮縣尹斷木碑追布

徐代巡斷搶姻假客

吳推府斷僻山搶殺

岑縣尹證兒童捉賊

韓代巡斷偷謀妾產

同6回「判姫婦殺妻子之冤」

ところで本書には『律條公案』と共に通する話が三十二話あり、二書のうちどちらかが轉載したことなどを示しているが、從來その検討がなされていない。しかしこれを明白にするのはそう難しい問題ではない。

今、二書の取材源である『百家公案』七十一回「證兒童捉謀人賊」、六回「判姫婦殺妻子之冤」の文章と二書の文章とを比較してみよう。

〈百家公案〉

〈詳刑公案〉

〈律條公案〉

71. 没他錢本就成不得事
雖待再議之
以泄日前之忿
下。 取出利斧一把劈頭砍71. 没他錢本就成不得事
且往挑貨再作計議
以泄日前之忿
取出利斧一把劈頭砍71. 没他錢本就成不得事
且往挑擔再作計較
以泄日前之忿
取出利斧一把劈頭砍71. 没他錢本就成不得事
且往挑擔再作計較
以泄日前之忿
取出利斧一把劈頭砍

〈龍圖公案81話〉

清道、你那個表弟、清曰、你那個表弟、清曰、甚表弟、未曾

6. 嘘妻陳氏善視二子
母子痛飲盡歡而寵

藏有碎銀數兩
藏有銀子十七兩
得銀子十八兩

是夜藥發。
是夜藥酒發作。

是夜藥酒發作。

是夜藥酒發作。

寵

6. 嘘妻陳氏善視二子
母子痛飲盡歡而寵

藏有碎銀數兩
藏有銀子十七兩
得銀子十八兩

是夜藥發。
是夜藥酒發作。

是夜藥酒發作。

寵

6. 嘘妻陳氏善視二子
母子痛飲盡歡而寵

藏有碎銀數兩
藏有銀子十七兩
得銀子十八兩

是夜藥發。
是夜藥酒發作。

是夜藥酒發作。

寵

程氏勉強痛飲盡權而
程氏却情不過只得勉
強痛飲了數盃盡權而

藏有碎銀數兩
藏有銀子十七兩
得銀子十八兩

是夜藥發。
是夜藥酒發作。

是夜藥酒發作。

寵

6. 嘘妻陳氏善視二子
母子痛飲盡歡而寵

藏有碎銀數兩
藏有銀子十七兩
得銀子十八兩

是夜藥發。
是夜藥酒發作。

是夜藥酒發作。

寵

これを見れば、『詳刑公案』と『律條公案』は殆どその章を同じくするものの、異同ある箇所に關しては、いずれも『詳刑公案』が

『百家公案』に一致しており、従ってます『百家公案』の話に基づいて『詳刑公案』の話が作られ、その後『律條公案』が『詳刑公案』の話を採録したことがわかる、このことは『百家公案』を焼直した五話

および『剪燈新話』「永州野廟記」を用いた一話に共通することであり、『詳刑公案』が『律條公案』より先行することはほぼ間違いない。

また從來『龍圖公案』が『詳刑公案』と『律條公案』に共通する十話の二書のどちらから採録したのか不明とされてきたが、上記のよう

な方法で三者の字句を比較してみると、『龍圖公案』と『詳刑公案』の字句が常に一致し、十話とも『詳刑公案』から採録したものであることがわかる。ただし『龍圖公案』には繁簡、有評無評の清刊本が多數あって、これらはいずれも明刊本から出て字句の異同を生じているため、字句の比較を行なう際に明刊本を用いなければ判断を誤ることになるということを附言しておきたい。以下に比較の一例を擧げておこう。

清道、你那個表弟、清曰、你那個表弟、清曰、甚表弟、未曾

竝未曾到。…是夜、竝未曾到。…是夜、到。…是夜、清備酒
清備酒接鋒、衆皆勸清備酒接鋒、衆皆勸接風。新閼闌不悅。
飲。新閼闌不悅。衆飲。新閼闌不悅。衆人曰、想往別處收
人道、想彼或往別處人曰、想彼或往別處收
收買貨去。不然、人收買貨去。不然、人見。新只得宿過一晚。
豈會不見。新想、他豈會不見。新想他別
別處皆生、無有去所。處皆生、無有去所。
只宿過一晚。

なお「詳刑公案」と「廉明公案」に収録された話は、天啓元年（一
六二二）、刑法の手引書である「法林灼見」に、一部人名地名等を改め
て、四十話選録されており、公案小説の裁判の手引書としての効用を
知るに良い資料である。

〈法林灼見〉 〈依據した作品〉

- 一卷
【奸情詢故辨姦】
【訪出謀殺夫】
【斷黑夜強姦】
【鄒公判棍除姦】
【誣姦抵債】
【金院訪出詐姦】
【誘客打搶】
【計捕剪錄賊】
【人命船戶謀死舉人】
【船公謀死客商】
- 二卷
【詳刑】
【廉明】
【汪太府捕剪錄賊】
【詳刑】
【廉明】
【董推府斷謀害舉人】
【廉明】
【楊評事片言折獄】
- 三卷
【廉明】
【吳縣尊辨因姦窃銀】
【詳刑】
【劉縣尹訪出謀殺夫】
【同「曾縣尹斷四人強姦」】
【廉明】
【鄒給事辨詐稱姦】
【詳刑】
【呂縣尹斷誣姦賴騙】
【廉明】
【陳按院賣布賺旺】
【詳刑】
【吳推府斷僻山搶殺】
【詳刑】
【呂縣尹證兒童捉賊】
【廉明】
【蘇縣尹斷光棍爭婦】
【詳刑】
【韓代巡斷嫡謀妾產】
【縣主斷棍爭婦】
【剖判二僕爭鵝】
【巡捕辨斷攘雞】
【州同斷人爭傘】
【教諭斷瞞柴刀】
【威逼僧人將鍾覆土】
【悟空威逼舉人】
【同「康總兵教出威逼」】
【李氏疑姦逼夫】
【代巡恩豁程文煥】
【拐帶典史判僧拐婦】
【判遊僧藏婦】

四卷 説題觀風考察廉貶
孝子縣主旌表孝子 同「韓按院廉貶獲賊」

四卷 劉氏甘死不嫁 同「謝知府旌獎孝子」
節婦 『詳刑』「周推府申請旌表節婦」

*

『龍圖公案』が一話も採録しないため、一般に注目されない小説集に『諸司公案』がある。人命・姦情・盜賊・詐偽・争占・雪冤の六類に分け、五十九話を收める。

從來本書がもとにした裁判記事が何であつたか指摘されていないが、私見によれば、三十二話が、明張景增補『疑獄集』を素材としている。

一卷 人命朱知府察非火死
胡憲司寬宥義ト

憲司准首義ト（七卷）

左按院建放誤殺
樊舍首誤殺（同）

孫知州判兄殺弟
孫料兄殺（八卷）

張縣令辨燒故夫
張舉辨燒猪（一卷）

韓廉使聽婦哀憤
韓滉聽哀懼（三卷）

彭節齋頴刺二形
彭節齋頴刺（一卷）

憲之知牛王（三卷）

柳設榜牒（五卷）

呂分守知賊詐喪
韓主簿計吐櫻桃

路縣尹判盜剝瓜
伯通舐鋤刀（四卷）

王和甫校書（五卷）
行德捕案門（六卷）

聞縣尹妓屈盜辨
輿妓屈盜（七卷）

商太府辨許父喪 杜太守察姦母毒
杜亞察誣毒（同）

裴縣尹察盜獵犬 張主簿察石佛語
裴均察盜犬（同）

唐縣令判婦盜瓜 李太尹辨假傷痕
唐公問僕籠（四卷）

于縣丞判爭耕牛 齊大巡判易財產
李公驗櫟（八卷）

于縣丞判還資產 邵廷尉辨老翁子
李崇察悲嗟（一卷）

齊賢易財（同） 江辨紙裏（八卷）

齊賢易財（同） 江辨紙裏（八卷）

彭知府還資產 邵吉辨千影（一卷）

趙縣令藉田舍產 趙和籍舍產（三卷）

趙知府夢猿洗冤 趙知錄齋天夢猿（六卷）

王司理細叩狂嫗 王罕叩狂嫗（九卷）

邊郎中判獲逃婦 邊其揭捕文（同）

袁主事辨非易金 袁相探情僞（一卷）

だがその創作スタイルは、前に述べた同じ編者（余象斗）の『廉明公案』とは異なる。例えば『朱知府察非火死』（人命類）の梗概は、

彭州府九龍縣の民申謙は母の靈柩を民寇遠の山に無断で埋葬した。怒った寇遠はひそかに申家に侵入して一家を皆殺しにした上、放火して去る。知府朱壽隆は、火事を知つて一人ぐらいい逃げる者があつてもいいはずだと思って捜査を始める。まず寇遠の門前に梯子を發見して問い合わせし寇遠が返答に窮したのを怪しみ、つぎに寇遠と申謙の不和のことを聞き知つて、寇遠が犯人だと確信した上

で、一計を案じて目撃者を仕立てあげ、冠遠の自白を得る。
といふもので、これは『疑獄集』「壽隆疑火死」の原文。

朱少監壽隆、知彭州九龍縣。吏告一家七人以火死。壽隆曰、豈有一家無人脫者。此必有姦。逾月、獲。果乃殺其人而縱火爾。豈有をそのまま生かしながら、犯罪の由來、判官による現場検證等、公案小説に不可缺の敍述を加えるという手法であり、「廉明公案」のように別の話に焼直す手法とは異なるのである。本書は、その大部分を『疑獄集』に忠實に依據している點で、最もオーソドックスな公案小説集と評價できよう。

ところで從來本書が『律條公案』の話を借用したといわれているが、⁽¹⁰⁾ 實はその逆で、『律條公案』が本書の話を借用したものであることはこれで判明しよう。

〈諸司公案〉

〈律條公案〉

一卷 劉刑部判殺繼母
人命
謀害
五卷 江縣令辨故契紙
爭占
六卷 夏太尹斷謀占田產
謀產
邵廷尉辯老翁子
拐帶
七卷 王減刑斷拐帶人妾
拐帶
八卷 邊郎中判獲逃歸
胥犯

この四話のうち「劉刑部判殺繼母」を除いた三話は「諸司公案」において「疑獄集」の記事をもとに創作されたものであり、「律條公案」に用いられるに至っては、人名・地名、ストーリーの一部が改められると、字句はおおむね「諸司公案」のものを襲用している。例えは「江縣令辨故契紙」は、寡婦が佃戸から田租を徴収しきれず困つているのに乘じて、胥吏が代わって徴収し、寡婦の死後、偽の證書を作つて田を購入する話で、江縣令はその證書が茶で煮て染めて古く見せたものであることを看破する。そして「律條公案」「夏太尹斷謀占田產」

は、犯人の胥吏を光棍に書き變えるだけに止めるという具合である。

また「王減刑斷拐帶人妾」は「龍圖公案」八話「招帖收去」として收録されているが、「諸司公案」の創作形態の解明によって、この話が、はじめ「諸司公案」において創作され、さらに「律條公案」においてややストーリーが變えられ、その後「龍圖公案」に收められたという経過も判明する。

本書の刊行は、「廉明公案」「武署印判臘柴刀」(争占類)を引いていふ所からして萬曆二十六年以降であり、また後述の『新民公案』に七話取り入れられていることからして萬曆三十三年(一六〇五)以前である。從來の萬曆三十四年以降の刊行とする説は訂正されねばならない。なお「詳刑公案」との前後關係は確認できない。

*

「律條公案」の話は、すでに「詳刑公案」の項で述べたように、「詳刑公案」と共通する十話については「龍圖公案」はすべて「詳刑公案」から採録しているため、三話だけが「龍圖公案」に載せられていることになる。本書は、首巻に「六律總括」「五刑定律」「擬罪問答」「金科一誠賦」および執照・保狀・類の文書七件を載せて、あたかも刑法書のことき體裁を取つてゐる。一巻以後は謀害・強姦・姦情・強盜・窃盜・淫僧・除精・除害・婚姻・妬殺・謀產・混争・拐帶・節孝の十四類に分け、四十六話を收めるが、現テキストには強姦類四話を缺いてゐる。

前述のように、その殆どが「詳刑公案」からの轉載であり(三十一話)、「諸司公案」からの焼直しがある(四話)外、「蕭曹遺筆」(或は「廉明公案」)に基づいてストーリーを構成した話(一話)、「剪燈餘話」の話(1話)を含んでゐる。

〈律條公案〉 〈依據した作品〉

汪太守捕捉剪鎗賊 同、同上

蔣兵馬捉盜驟賊 同、同上

金府尊批告強盜 同、同上

鄧侯審決強盜 同「鄧侯審強盜」

王御史判姦成婚 「醉翁談錄」「憲臺王剛中花判」

王御史判姦成婚

『明鏡公案』は『龍圖公案』に用いられていない。人命・索賊・
情・盜賊・雪冤・婚姻・圖賴・理冤(附古類)・古案の九類に分けるが、
現テキストには圖類以下を缺き、計二十五話を存するのみである。⁽¹²⁾
孫楷第氏が、「載する所、明の事多く、また之を『疑獄集』諸書に
取る者有り。盜賊類中、『廉明公案』と重複する者尤も多し」と指摘
するように、周新・張家・陳祖・顧佐・陳選(一四二九—一四八六)・
陳襄・賈郁・陸瑜(一四〇九—一四八九)ら明人の公案譜を載せ、また

前述の『諸司公案』の手法に倣つて『疑獄集』の記事から二話を構成
しており、『廉明公案』盜賊類の、『蕭曹遺筆』から轉載した二則を含
む計五則をそのまま轉載し、『詳刑公案』(あるいは『律條公案』)『諸司
公案』からもそれぞれ一話ずつ轉載し、『醉翁談錄』乙集卷一「煙粉
歡合」から一話を敷衍して載せる。

〈明鏡公案〉

〈依據した作品〉

『諸司』「朱知府察非火死」

『疑獄集』卷五「崔黯搜帑」

『詳刑』「陳大巡斷強姦殺命」

『疑獄集』卷一「李傑覬婦姦」

『廉明』同上

『一卷 富戶重騙私債』

『諸司』「趙縣令藉田舍產」

『一卷 盜賊董巡城捉盜御寶』

『謀害蘇侯斷問打死人命』 『廉明』「夏侯判打死弟命」
『二卷 傳代巡斷問謀娶殺命』 『剪燈餘話』「瓊奴傳」
『三卷 蔡情丁太府斷舟人刦財殺命』 同「芙蓉屏記」
『六卷 齋推府斷霸占家產』 『廉明』「蘇侯判爭家產」

なお『明鏡公案』との前後關係は確認できない。

*

『明鏡公案』は『龍圖公案』に用いられていない。人命・索賊・
情・盜賊・雪冤・婚姻・圖賴・理冤(附古類)・古案の九類に分けるが、
現テキストには圖類以下を缺き、計二十五話を存するのみである。⁽¹²⁾

孫楷第氏が、「載する所、明の事多く、また之を『疑獄集』諸書に
取る者有り。盜賊類中、『廉明公案』と重複する者尤も多し」と指摘
するように、周新・張家・陳祖・顧佐・陳選(一四二九—一四八六)・
陳襄・賈郁・陸瑜(一四〇九—一四八九)ら明人の公案譜を載せ、また

前述の『諸司公案』の手法に倣つて『疑獄集』の記事から二話を構成
しており、『廉明公案』盜賊類の、『蕭曹遺筆』から轉載した二則を含
む計五則をそのまま轉載し、『詳刑公案』(あるいは『律條公案』)『諸司
公案』からもそれぞれ一話ずつ轉載し、『醉翁談錄』乙集卷一「煙粉
歡合」から一話を敷衍して載せる。

*

『新民公案』の正式書名は『郭青螺六省聽訟錄新民公案』といい、
あたかも明人郭子章(一五四二—一六一八)が六つの省に赴任して行な
った裁判記録のように裝っているが、實は從來の説のことく、實話で
はない。⁽¹³⁾本書は郭子章の生前、萬曆三十三年(一六〇五)に刊行され
たもので、はじめに「郭公出身小傳」を載せ、その後に欺昧・人命・
謀害・刦盜・頼騙・伸冤・姦淫・霸占の八類に分けて計四十三話を收
録している。

書中には他の公案小説の燒直しが多いように見受けられ、少なくとも『諸司公案』から七話、『廉明公案』から三話、『律條公案』から一
話を借用していることが確認できる。

〈新民公案〉

〈依據した作品〉

『諸司』「朱知府察非火死」

『疑獄集』卷五「崔黯搜帑」

『詳刑』「陳大巡斷強姦殺命」

『疑獄集』卷一「李傑覬婦姦」

『廉明』同上

女婿欺騙妻舅家財 「廉明」「韓推府判家業歸男」
 羅瑞欺死霸占 「諸司」「江縣令辨故契紙」
一卷 吳旺磊算打死人命
 人命
二卷 猿猴代主伸冤
 謀殺爭子辨其真偽
三卷
四卷 江頭擒拿盜僧
 盜殺江頭
四卷 兄弟爭產計告
 爭古
 追究惡弟田產
 佃戶爭占耕牛
 隊舍爭占小駒
 同「余縣丞判爭子牛」
 この中、「律條公案」「蘇侯斷問打死人命」(謀害類)と本書「吳旺磊
 算打死人命」(人命類)の冒頭の字句を比較してみると、
 〈新民公案〉
 〈律條公案〉
 〈新民公案〉
 〈耳譚類增〉
 三卷
 離別
 鴉判還鄉人
 臨江守錢公
 判人爭盜茄子
 典史決獄
 伸冤
 割決寡婦生子
 閔選部理冤
 「典史決獄」では、典史は茄子に竹釘で印を付けて茄子泥棒を捕え
 るが、「新民公案」はそれでは不都合と思ったか、郭子章は八百屋の
 茄子が大小不揃であることを見て盜品だと断じると改めている。
 なお從來本書と「龍圖公案」との關係には論及されていないが、「龍
 圖公案」三話「嚼舌吐血」は本書「和尚術姦烈婦」(姦淫類)に類似す
 る。これも論證を要することゆえ、二話の字句を比較してみたい。
 〈龍圖公案〉
 〈新民公案〉
 話說西安府也崇貴家業巨萬妻湯山西太原府平定州劉實家貨豪富
 氏生子四人長名克孝次名克弟三錢穀巨萬娶妻白氏甚是賢德生有
 名克忠四名克信克孝治家任事克三子長尙智次尙仁次尙勇尙智專
 弟爲商外邦克忠讀書進學爲秀才走北京做買賣尙仁讀書□易經補
 早負文名屢期高捷親教幼弟克信府庠尙勇即從尙仁讀書情雖兄弟
 而殺害した高利貸を裁くためにまず擅に盜賊を殺した罪で高利貸を捕
 批借出吳旺銀九兩一錢準作十兩
 ます」二話が踏襲關係にあることが知られるが、さつに「律條公案」
 の話が「蕭曹遺筆」中の文書に基づいてストーリーを構成した素朴な
 公案であり、これに對して「新民公案」の話は、無辜の民を盜賊として
 殺害した高利貸を裁くためにまず擅に盜賊を殺した罪で高利貸を捕

えるという叙述を加えた緻密な公案であることからして、この話は
 『蕭曹遺筆』→『律條公案』→『新民公案』と發展したものと理解できます。この外に兩者の關係を明らかにする話を見出せなくて殘念ではあるが、これによつて『律條公案』は萬曆三十三年以前に編纂されたといふ推測が一應可能である。從つて『詳刑公案』の編纂も自ら萬曆三十三年以前ということになる。

本書には、こうした小説の焼直し作品の外に、萬曆三十一年(一六〇三)刊『耳譚類增』卷六「良諭篇」中の記事に基づいての創作も含んでいる。

殷勤友愛出入相隨。克忠不幸下第。分則師生尙仁一日因科舉不中憂染病懨懨臥床不起。克信時入房。閑成疾臥床不起。尙勇時々入房。看顧見婢蔣淑貞花貌驚人。恐兄病。疾看見嫂々黃氏治容襲人。恐兄病。體不安或貪美色傷損日深。決不能起。欲兄移居書房靜養。身心或可保。其殘喘。

以下は省略するが、明らかに『龍圖公案』が『新民公案』を襲用していることがわかる。これで『龍圖公案』の來源不明な話は、編者創作の十二話を除いて、二話を残すのみとなつた。

*

『居官公案』は以上の諸集とは異なり、話を分類せず回目を立てている。四卷七十一回から成り、萬曆三十四年（一六〇六）に編纂された。李春芳の序文には、

時に好事者有り、耳目の観し所を以て記し、其の旨を歷て案する所に即きて、之が爲めに其の顛末を傳う。余偶々金陵を通りしに、虛舟生、予が爲に其の事を道うこと此の若し。

というが、海瑞（一五四一—五八七）の實話ではないこと『新民公案』と同様である。

本書の一話の構成は、ストーリーの後に告訴状、判決文を並べるという獨特の方法に従つてゐる。ストーリーの來源は、第一回～十五回および二十四、二十八回の計十七話が前述の『耳譚類增』「良諭篇」から、第十八、十九、三十一、三十六、五十六回の計五話が『新民公案』から、第二十七回、三十七～五十三回の計十八話が『百家公案』から、第五十五回、五十七～六十一回、六十三、六十五、六十六回の計九話が『廉明公案』から、第六十七、七十一回の計二話が『諸司公案』か

ら採用されている。また裁判文書の方は、『蕭曹遺筆』を増補して萬曆三十年（一六〇〇）に編纂された『折獄明珠』所收のものを、第一回～八回、十四、十五、二十、二十一、三十五回の計十三話に用いている。

〈居官公案〉

（依據した作品）

- | | | |
|-------------|---------------|-----------------------|
| 1 斷問強姦 | 〔訴・海公判〕 | 〔「耳譚類增」「成都守魯公」「折獄明珠」〕 |
| 2 僧徒姦婦 | 〔告打死妻命・訴・海公判〕 | 〔同、「林公大合決獄」〕 |
| 3 姦婦失節明節 | 〔告強姦墮胎・訴・海公判〕 | 〔同、「朱省郎決東明獄數事」の三〕 |
| 4 姦姪殺娘抵命 | 〔告強姦寡婦〕 | 〔同、「強姦墮胎・訴・張侯審語」〕 |
| 5 蔽夫殺客爲女有他姦 | 〔告人命・訴・海公判〕 | 〔同、「定遠獄」〕 |
| 6 決東明鄉劉松冤事 | 〔告打死妻命・訴・海公判〕 | 〔同、「臨海令決獄」〕 |
| 7 拾坯塊助擊 | 〔告毆傷・訴・海公判〕 | 〔同、「告打死弟命・訴・夏侯審語」〕 |
| 8 斷問誤林姦拐 | 〔告強姦・訴・海公判〕 | 〔同、「朱省郎決東明獄數事」の一〕 |
| 9 斷問通姦 | 〔同〕 | 〔同、「告毆傷・訴・駱侯審語」〕 |
| 10 勘饒通夏浴訟 | 〔同〕 | 〔同、「朱公決刑臺獄數事」の三〕 |
| 11 謂城隍遇豬跪吼 | 〔同〕 | 〔同、「告強姦・訴・孔侯審」〕 |
| 12 斷膺金 | 〔同〕 | 〔同、「伯兄純甫決蘇獄二事」の二〕 |
| 13 姦罵求糲不與 | 〔同〕 | 〔同、「孫公勘歐陽家訟」〕 |
| 14 仇囑誣盜 | 〔告窃盜・訴・海公判〕 | 〔同、「天柱令朱公斷家」〕 |
| 15 楊威匿兄產 | 〔告死盜・訴・李公審〕 | 〔同、「田華容」〕 |
| 告歎死瞞生・訴・海公判 | 〔争家產・訴・蘇侯審語〕 | 〔同、「朱省郎決東明獄數事」の四〕 |

- 18 許巡檢女鳴冤
19 風掀轎頂
20 告退親・訴・海公判
21 告窃盜・訴・海公判
24 夫撻婦爲有姦
27 斷問姦兒報仇
28 七月生子爲先孕
31 斷姦僧
35 告打死僕命・訴
36 謀舉大事
37 姦夫悞殺婦
38 姦夫盜銀
39 捉圓通伸蘭姬之冤
40 謀夫命占妻
41 開餽春罪除姦黨
42 判明合同文約
43 通姦私逃謀殺婦
44 假給弟兄謀命奪財本
45 通姦謀殺親夫
46 匠人謀陳婦之首飾
47 判燭臺以追客布
48 爲友伸冤以除姦淫
49 姦婦淫婦共謀親夫之命
50 開江成之罪而誅吳八
51 周氏爲夫伸冤告張二
52 開許氏罪將猫德抵命
53 決何進貴開趙壽
54 判誤妻強姦
55 烏鵲鳴冤
56 黃鸝訴冤報恩
57 白晝強姦
58 絹捕剪線賊
59 判給家財分庶子
60 判家業還支應元
61 同「汪太府捕剪線賊」
62 判姦僧殺妓開釋僧際學
63 判姦誤姪婦縊死
64 判狐疑殺妻
65 判姦誤姪婦縊死
66 判姦夫窃盜銀兩
67 同「汪太府捕剪線賊」
68 同「蘇院詞判姦僧」
69 同「姚大巡到歸地頤姦」
70 同「譚知縣捕以疑殺妻」
71 判謀陷寡婦
同 16 「密捉孫趙放龜人」
同 27 「拯判明合同文字」
同 36 「孫寬謀殺董順婦」
同 38 「王萬謀併客人財」
同 39 「晏寔與許氏謀殺其夫」
同 42 「屠夫謀黃婦首飾」
同 11 「判石牌以追客布」
同 52 「重義氣代友伸冤」
同 64 「決淫婦謀害親夫」
同 66 「決李賓而開念六」
同 60 「究巨龜井得死屍」
- 「新民」「斷問驛卒殺命」
同「捉拿東風伸冤」
「折獄明珠」告退親・訴・許公審話
同、告窩盜・訴・朱公審
「耳譚類增」「懷司理」
「百家」63「判僧行明前世之冤」
「耳譚類增」「李邵武決獄」
「新民」「江頭擒拿盜僧」
「折獄明珠」告打死弟命・訴
「新民」「判問妖僧詐俗」
「百家」8「判姦夫誤殺其婦」
同 9「判姦夫窃盜銀兩」
同 20「伸蘭姬冤捉和尚」
同 28「判李中立謀夫占妻」
同 16「密捉孫趙放龜人」
同 27「拯判明合同文字」
同 36「孫寬謀殺董順婦」
同 38「王萬謀併客人財」
同 39「晏寔與許氏謀殺其夫」
同 42「屠夫謀黃婦首飾」
同 11「判石牌以追客布」
同 52「重義氣代友伸冤」
同 64「決淫婦謀害親夫」
同 66「決李賓而開念六」
同 60「究巨龜井得死屍」
- 52 開許氏罪將猫德抵命
53 決何進貴開趙壽
54 判誤妻強姦
55 烏鵲鳴冤
56 黃鸝訴冤報恩
57 白晝強姦
58 絹捕剪線賊
59 判給家財分庶子
60 判家業還支應元
61 同「汪太府捕剪線賊」
62 判姦僧殺妓開釋僧際學
63 判姦誤姪婦縊死
64 判狐疑殺妻
65 判姦夫窃盜銀兩
66 判姦夫殺姦婦縊死
67 同「汪太府捕剪線賊」
68 同「蘇院詞判姦僧」
69 同「姚大巡到歸地頤姦」
70 同「譚知縣捕以疑殺妻」
71 判謀陷寡婦
同 16 「密捉孫趙放龜人」
同 27 「拯判明合同文字」
同 36 「孫寬謀殺董順婦」
同 38 「王萬謀併客人財」
同 39 「晏寔與許氏謀殺其夫」
同 42 「屠夫謀黃婦首飾」
同 11 「判石牌以追客布」
同 52 「重義氣代友伸冤」
同 64 「決淫婦謀害親夫」
同 66 「決李賓而開念六」
同 60 「究巨龜井得死屍」
- 同 67「決袁僕而釋楊氏」
同 71「證兒童捉謀人賊」
「廉明」「劉縣尹判誤妻強姦」
「新民」「斷拿烏七償命」
「廉明」「黃縣主義鴉訴冤」
同「海給事辨詐稱姦」
同「腰同府斷庶子金」
同「韓推府判家業歸男」
同「汪太府捕剪線賊」
同「蘇院詞判姦僧」
同「姚大巡到歸地頤姦」
同「譚知縣捕以疑殺妻」
「諸司」「孟院判因姦殺命」
同「顏尹判因姦殺命」

例えば、第二回「僧徒姦婦」は、「耳譚類增」の編者王同軌が願うものである。またこの記事の後に並記された「告打死妻命」は、もと『折獄明珠』人命類「告爲妹伸冤」で、妓女にうつづを抜かす計生ストーリーは、一小家の婦人が雨宿りをした野寺の僧から殺されるが、この事件を擔當した官が、門吏を使って野寺を偵察して解決するというものである。またこの記事の後に並記された「告打死妻命」は、もと『折獄明珠』人命類「告爲妹伸冤」で、妓女にうつづを抜かす計生ストーリーは、一小家の婦人が雨宿りをした野寺の僧から殺されるが、妻雲玉の諫言を怒つて打殺したと雲玉の兄張簡が告訴するものであるが、『居官公案』は兄張簡を母張氏に變え、海瑞の判語は、小家の婦人を雲玉とし、計生を無罪として、本来相異なる内容の記事と文書を巧妙に組合わせて一話としている。

また『百家公案』等の公案小説集からは、字句まではほぼそのまま用

いるか、或いはストーリーの一部分を改めて趣向を變えるかして取り入れている。例えば五十一回「周氏爲夫伸冤告張二」は『百家公案』六十回「究巨鑊井得死屍」に基づく話で、『百家公案』では、慈悲深い商人が百姓から買つた蛙をもといた潭へ放つて助けた後、悪友とともに占師に吉凶を尋ねた上で旅に出で悪友に殺されるが、前に助けた蛙が包拯に訴えて井中から商人の死體を發見させ、包拯は商人の妻に夫の死體であることを確認させた上で悪友を逮捕するというのに對して、『居官公案』では蛙を登場させず、悪友の報告に不審を抱いた妻が證據を摑むために、故意に夫の死は惜しまないがその身に着けていた玉縁環だけは惜しいといって、巧妙に悪友から奪還した上で官に訴えるという話に仕立てている。

なお『居官公案』において『折獄明珠』を用いるなどして作られた訴訟判決文書は、後に『蕭曹致君術』⁽¹⁾といふこの類の文書を集めた書に、計十三件收録されている。

*
『詳情公案』の刊行についてはすでに考證されているようだ。現存のテキストは、天啓間の原本『李卓吾詳情公案』の李卓吾の名を取つて、天啓崇禎の間に刊行されたと思われる。現存の三種のテキストはいずれも不完全で、三者を總合すると十七門四十七話になる。

本書は既刊の小説集に語釋を施して選録した大衆向けの小説集であり、その内譯は、『詳刑公案』からは姦情(卷二)・除精・除害の三類と婚姻一話を除いた三十一話を、『諸司公案』からは人命類五話と人命類五話の計十話を、『明鏡公案』からは雪冤類五話と人命類六話の計六話を選んでいる。

末尾に付けられた無懷子の批評には、公案小説の作者とは思えぬ、

一讀者の感想にも似た語を含んでいる。例えば「岑大尹審證兒童捉賊」(官が獄中を偵察した際に、囚人に飯を運ぶ子供が獄吏と密談を交わすのを見て不審を懷き、問い合わせして眞犯人の使いをしていることを知る話)では、もとの『詳刑公案』の、予、饒公の此の斷を觀るに、天の道を行なうが如し。斯、上は君命に負かず、下は民冤を帶らせず云々。

もう一つの批評を除いて、予、饒公の此の斷を稽るに、饒公の明罰効に出づと雖も、然れども孩童面證するの數語無くんば、即い龔少卿(名は遂、漢の人)再び出づれども、亦此を斷じ難からん。

という、傍観的な批評を加えているのがそれである。

最後に『龍圖公案』十卷の編纂について觸れておきたい。『龍圖公案』の編纂意圖についてはすでに論じられているので、贅言を必要としないが、今、最初の一話に關する聽五齋の批評、

僧明修、蕭淑玉を樓頭に殺し、後に鬼聲の啼哭するに遇いて、便ち阿彌陀佛を念じて圓を解かんとす(「阿彌陀佛講和」)。僧性慧、丁日中を鍾下に蓋うに、其の妻鄧氏、痛切して、觀音菩薩の救苦を默禱す(「觀音菩薩托夢」)。畢竟、不善を以て諸を佛に感ぜしめんとするも、終に講和を與えず、善を以て諸を菩薩に感せしめんとすれば、即ち爲に託夢す。

を見れば、惡僧の話を對偶にしながらも、前掲の諸公案小説集のようにテーマを専ら裁判に置くのではなく、むしろ話の教訓性に重點を置いていて、編者が公案小説の作者とは性格を異にすることを示している。因みにこの二話は、もとの『廉明公案』では、それぞれ人命類、

感通類に屬している。

このように百話は評者聽五齋によつて意圖的に二話ずつの對偶を作つて編集されているが、對偶を作る際には、九組の例外を除いて、同一書を用いている。すなわち『百家公案』からの二十四組以外にも、『廉明公案』からは一・二、一七・二八、三一・三二、五五・五六、六九・七十、七七・七八、七九・八〇、八九・九〇話、『詳刑公案』からは八一・八二、八七・八八、九九・百話の計十一組がそうである。これは採録のし易さからであつて、『詳刑公案』『律條公案』に共通する話をすべて『詳刑公案』一書に依つたのも、その外に深い理由があつたからではあるまい。

三

以上、明代の諸公案小説における創作・編纂の實態について分析を試みた。その結果、これら的小説集において、模範的な裁判記事や裁判文書をもとに創作が行なわれているばかりでなく、そうして創作された話が、逆に模範的な裁判記事や裁判文書として編纂されていることを見出したことの收獲であった。思えば、『廉明公案』に裁判文書をそのままのせていたり、『律條公案』がいかにも法律書の體裁を取つていて、『居官公案』の序文に事實を記したと述べていたのも、編者には決して單に小説を編纂しているという意識ではなく、現實に應用できる裁判手引書を編んでいたという意識があったからに外ならない。

孫楷第氏は、『東京所見中國小説書目』の中で、
以上の四書（『諸司』『廉明』『明鏡』『詳情』）古今の刑獄の事を搜輯す。其の俚拙無文、皆『龍圖公案』と同じ。以て通俗小説と云

れば、即ち未だ小説の規模を具えず、又『疑獄集』『折獄龜鑑』諸書と比ぶるを得ず。然るに分類編集し、亦法家書の體例を竊取す。唯だ意、異聞を搜集して一般人の消遣に供するに在り。則ち亦内一部小説の末流のみ。

といったが、我々はもうこの酷評にとらわれずともよい。それは、前述のように、これらの公案小説や原公案記事は三言二拍の格好の材料となっており、その文學的價値を疑う必要もないし、また公案小説が創作されるに當つて、犯人の犯行の動機や司法官の事件解明の手腕についての描寫が付加されて小説としての規模を具えているし、また『疑獄集』をそのまま繼承している（『諸司公案』）ので、それらの裁判記事集と十分に比肩し得るからである。孫氏のこの一文は諸書を忽々の間に瞥見して書かれたものとしか思えない。

また諸書における創作・編纂を考察する過程で刊行年のわからない書の編纂時期がおよそ判明したことも收獲であった。すなわち諸書（『詳情公案』を除く）はおよそ萬曆二十六年から萬曆三十三年までの間に編纂されたと思われ、『詳刑公案』に次いで『律條公案』が、『諸司公案』に次いで『律條公案』が、『詳刑公案』（或は『律條公案』）に次いで『明鏡公案』が世に出た。

最後に『龍圖公案』の依據とした小説で從來不明とされていたものが二話指摘できたのも一つの收獲と言えようか。今、如上の調査結果に基づき、『龍圖公案』の來源について確認しておこう。

〈龍圖公案〉

〈依據した作品〉

1 阿彌陀佛講和

『廉明』上卷「張縣尹計嚇兇僧」
同下卷「邵參政夢鑿黑龍」

2 觀音菩薩托夢

『新民』卷之三「和尚術姦烈婦」

58	廢花園	同 65 「究狐精而開何禪」
61	獅兒巷	同 49 「當場判放曹國舅」
62	桑林鎮	同 74 「斷斬王御史之狀」 75 「 <u>正宗皇帝認母親</u> 」
63	斗粟三升米	同 8 「 <u>判姦夫誤殺其婦</u> 」
64	聿姓走東邊	同 68 「 <u>決客商而開張獄</u> 」
65	地窖	同 28 「 <u>判李中立謀夫占妻</u> 」
66	龍窟	同 64 「 <u>決淫婦謀害親夫</u> 」
69	三娘子	『 <u>廉明</u> 』 ^{人命} 上卷「 <u>楊評事片言折獄</u> 」
70	賊經甲	同 28 上卷「 <u>汪太府捕剪錢賊</u> 」
71	江岸黑龍	『 <u>廉明</u> 』 ^{上卷} 「 <u>汪太府捕剪錢賊</u> 」
72	牌下土地	『 <u>廉明</u> 』 ^{人命} 下卷「 <u>黃通府夢西瓜開花</u> 」
73	木印	同 46 「 <u>斷謀刦布商之疑</u> 」
74	石牌	同 11 「 <u>判石牌以迫索布</u> 」
77	社畫軸	『 <u>廉明</u> 』 ^{下卷} 「 <u>賜同府斷庶子金</u> 」
78	味遺囑	同 11 下卷「 <u>韓推府判家業歸男</u> 」
79	箕帚帶入	同 11 下卷「 <u>姚大巡判掃地賴姦</u> 」
80	房門誰開	同 11 上卷「 <u>嚴縣令誅誤芻姦女</u> 」
81	兔戴帽	『 <u>詳刑</u> 』 ^{謀害} 「 <u>魏恤刑因鳩呴鳴冤</u> 」
82	鹿隨獐	(2) 同六卷「 <u>吳推府斷僻山搶殺</u> 」
83	遺帕	(3) 同二卷「 <u>曾縣尹斷四人強姦</u> 」
84	借衣	『 <u>廉明</u> 』 ^{姦情} 「 <u>陳按院賣布賺莊</u> 」
85	壁隙竊光	『 <u>詳刑</u> 』 ^{二卷} 「 <u>劉縣尹訪出謀殺夫</u> 」
86	桷上得穴	『 <u>廉明</u> 』 ^{姦情} 「 <u>康總兵救出威逼</u> 」
87	黑痣	『 <u>詳刑</u> 』 ^{七卷} 「 <u>徽縣尹斷光棍爭婦</u> 」
88	青糞	同七卷「 <u>項縣尹斷一僕爭鵝</u> 」

共(一) 各書の出依頼と卷數等は、「新刊京本通俗演義全像百家公案全傳」十卷一百回(名古屋市蓬左文庫藏)、「皇明諸司廉明奇判公案傳」一卷(内閣文庫等藏)、「新刻皇明諸司公案傳」六卷(國立國會圖書館藏)、「新刻名公神斷明鏡公案」七卷存四卷(内閣文庫藏)、「新鑄國朝名公神斷詳刑公案」八卷(日光慈眼堂等藏)、「新刻海若陽先生彙集古今律條公案」八卷缺第一卷(内閣文庫藏)、「新刻郭青麟六省聽訟錄新民公案」四卷(臺灣大學藏)、日本延享元年抄本)、「新刻全像海剛峯先生居官公案」四卷七十回(北京圖書館等藏)である。

(2) 稲垣第「日本東京所見中國小説書目」(一九二二年)、一四二頁。

(3) 1' Wolfgang Bauer, "The Tradition of the 'Criminal Cases of Master Pao' *Pao-kung-an* (*Lung-t'u kung-an*)", Oriens, Nos. 23-24 (1970-71) & Y.M.Ma, "The Textual Tradition of Ming Kung-an Fiction: A study of the *Lung-t'u Kung-an*", Harvard Journal of Asiatic Studies 35 (1975) & Patrick Hanan, "Judge Bao's Hundred Cases Reconstructed," HJAS 40-2 (1980). 4' 馬均垣「宋微包公演義」粗獷「中國古典小説研究專輯」臺灣出版事業公司(一九八一)

5、大塚秀高「公案話本から公案小説集へ——『内部小説之末流』の話本研究に占める位置」、集刊東洋學47（一九八一） 6、大塚秀高「包公

説話と周新説話——公案小説生成史の一側面」、東方學66（一九八二）

（4）拙稿「百家公案」の編纂」、東方學73（一九八七）

（5）萬曆二十五年（一五九七）には『新刻育之堂校編包孝肅公神斷百家公

案演義』六卷一百回として刊行され、現在ソウル大學に卷六（七十二

一百回）を缺くテキストが藏されている（注3引 Wolfgang Bauer 論文

による）。

（6）錦水竹林浪叟輯『新刻蕭曹遺筆』、萬曆二十三年江湖山人序刊、東京

大學東洋文化研究所大木文庫藏。

（7）注5の5に引く大塚論文、七十三頁。

（8）山口大學藏明刊『新評龍圖神斷公案』十卷を用いた。東京大學東洋文

化研究所倉石文庫にも同版と思しいテキストを藏する。莊司格一「龍圖

公案について」（鳥居久培先生華中記念論集『中國の言語と文化』二七

三一〔一九六頁、一九七〕）は、東北大學藏清益智堂刊有評本と京都大學

人文科學研究所藏清兩餘堂刊無評本の字句を比較し、無評本から有評本

が編纂されたと推定した。この推定が誤っていることは、根ヶ山徹『龍

圖公案』編纂の意圖（中國文學論集14號、一九八五）が、『龍圖公案』

五話「鎖匙」の基づいた「城府尹斷婚姻誤賊」との比較を行なつて明らかにした。しかし根ヶ山論文は、『詳刑公案』と『律條公案』の比較を行なわなかつたために、『龍圖公案』がいざれを用いたかを明確にしていないし、また『龍圖公案』諸本の比較を行なわず、莊司論文に引く清益智堂刊本の字句に依つたため、有評本が無評本に先行するという結論に矛盾する比較例も出している。

（9）湖海山人清虛子編『合刻名公案斷法林灼見』四卷首一卷（名古屋市蓬左文庫藏）。本書は上二層に分け、上層に告訴狀・判決文を、姦情・盜賊・人命・婚姻・戸役・田宅・墳山・鬪毬・騙害・呈狀・執照・説帖

に分類して集め、下層に公案譚を載せている。

（10）注3の5に引く大塚論文の所説。

（11）同前。

（12）注3の5に引く大塚論文では二十八則を今にとどめるというが、二十

五則の誤。

（13）注2引孫氏書目、一四一頁。

（14）同書、同頁。大塚氏も孫氏の説を襲う。

（15）牟潤孫「新民公案」（大陸雜誌第五卷第一期、一九五一）の所説。

（16）『耳譯類增』五十四卷、明王同軌撰。原書『耳譯』を増補分類して萬

曆三十一年に成った。ここでは南京圖書館藏本に依った。

（17）『龍圖公案』十話「接渡跡」、九十七話「燒器燬盜」

（18）『新刻摘選增補註釋法家要覽折獄明珠』四卷、萬曆三十年清波逸叟序刊本、内閣文庫藏。

（19）明琴堂臥龍子彙編『新刻平治館評釋蕭曹致君術』六卷（東京大學東洋

文化研究所大木文庫藏）。『居官公案』の文書十三件とは、第三、四、六、

七、十四、十六、二十、二十一、三十三、四十七、五十、六十、七十

回に載せられたもので、『蕭曹致君術』では、賊盜・姦情・人命・婚姻・

騙害・繼立類にそれらを載せ、時に「考寔」の項を設けて『居官公案』

の話を要約している。

（20）注3の5に引く大塚論文の所説。

（21）注8に引く根ヶ山論文参照。